



第一次世界大戦とドイツ市民女性運動：
戦争協力か平和主義の追求か

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪公立大学女性学研究センター 公開日: 2024-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 内藤, 葉子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/0002000262

第1 講演

第一次世界大戦とドイツ市民女性運動 ——戦争協力か平和主義の追求か——

内藤 葉子

大阪公立大学の内藤です。私は、「第一次世界大戦とドイツ市民女性運動——戦争協力か平和主義の追求か——」というタイトルでお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 はじめに：第一次世界大戦とドイツ

はじめに、第一次世界大戦とドイツについて簡単な説明をしておきます。第一次世界大戦は、1914年8月に始まります。その時ドイツは帝政期(1871-1918)と呼ばれる時代でした。19世紀から20世紀初頭にかけてのドイツは国内的な分裂を抱えていました。労働者階級の台頭、少数民族問題、ユダヤ人問題、カトリックとプロテスタントの宗教的な分断、宗教勢力と市民勢力の対立、女性運動や性改革運動の高まりなどです。1914年に始まった戦争は、そうした国内の分断を溶解させる働きをしたといわれます。アウグストエアレブニス「八月の体験」という言葉で国民の一致団結、ブルクフリーデ「城内平和」が成立したとされます。多くの知識人がこの戦争の偉大さに感動した文書を残しています。

しかし、この戦争は人々がそれまで知っていた戦争とは質が違っていました。「長い19世紀」と「短い20世紀」という言い方があります。19世紀の始まりをいつにするかでは議論がありますが、20世紀の実質的な世紀の変わり目を1900年と1901年の間ではなく、1914年に見るというものです。第一次世界大戦が分岐点になっているのです。これは、戦争のやり方を含む19世紀までの世界が大きく変化したことが関係しています。

本報告では、帝政期ドイツの市民女性運動、とくにドイツ女性団体連合 (Bund Deutscher Frauenvereine) の女性の権利活動家たち (Frauenrechtlerinnen) に焦点をあてて、その思想と活動を見ていきます。ドイツ女性団体連合はドイツ語でBDFと省略して表記しますので、以下でもBDFと呼びます。帝政期の市民女性運動が内包したナショナリズムと国際主義^{インターナショナリズム}の傾向が、第一次世界大戦を契機にどのように変化するかを見ることで、戦争協力が平和主義の追求かの緊張関係のなかで、女性の主体性がどのように現れてくるのかを明らかにしたいと思います。

2 帝政期の市民女性運動

ドイツ女性運動の見取図

最初に、市民女性運動がどういう層の運動だったのかについて、戦争が始まる前までの帝政期を中心に見ておきましょう。

帝政期の女性運動の見取図として、非常にざっくりとしたものですが、政治的な立場で区分をしておきます。まず、左派には労働者女性運動がありました。これは、社会民主党や労働組合とのつながりが強いものでした。それからリベラル左派から右派にかけては、労働者階級ではない市民層^{ビュルガートゥム} (Bürgertum) と呼ばれる中産層の女性たちの運動がありました。これを市民女性運動 (die bürgerliche Frauenbewegung) と呼んでいます。先ほど出てきたBDFは、さまざまな市民女性協会の統括組織であり、1894年に設立されました。

右派の女性運動としては、早い段階では祖国女性協会がありますが、1900年以降にドイツ女性艦隊連合やカトリック女性連盟などが登場してきています。右派の女性組織とは基本的には反フェミニズムの立場でしたが、広義の女性運動としてとらえておきたいと思います。

市民女性運動とナショナリズム

この時期の市民女性運動は、夫婦関係等に関わる家族法など私的領域における不平等の改善から、女子教育の拡大、職業の拡大、政治的な権利な

ど公的領域への参入まで、広範囲にわたる要求を行いました。十分な市民権を持たなかった以上、女性たちの運動は国民化／国民への包摂を求める運動でもありました。その意味で、彼女たちはナショナルな価値を肯定しています。とくに、「Deutschtum」という表現がこの頃にはよく出てきます。訳しづらい言葉なのですが、「ドイツ精神」や「ドイツらしさ」といった訳語が考えられます。ここでは、「ドイツ的なるもの」と表現をしておきたいと思います。

たとえば、BDFのメンバーであるマリアンネ・ヴェーバーは、1900年の論文のなかでヨハン・ゴットリーブ・フィヒテを扱っています。フィヒテは、18世紀末から19世紀前半にかけてのドイツ観念論の哲学者です。ナポレオン戦争によってドイツがフランスに占領されたときに、『ドイツ国民に告ぐ』というナショナリズムの古典的作品を残している人です。ヴェーバーはフィヒテを「ドイツ的なるものの熱狂的な預言者・伝導者」と呼び、そのナショナリズムを「国民意識のなかに生き続けている」と肯定的にとらえています。また、フィヒテと対比して扱ったカール・マルクスについては、その労働者のインターナショナリズムを指して、「自分が自らの民族と祖国の子どもであると感じることを学ばなかった」と記しました(Weber 1925[1900], S. 99-100)。文章の切り取りだけでは、フィヒテの経済論を扱ったこのテキストが何を論じていたのかを伝えることはできません。市場経済が発展し労働者階級の台頭する19世紀のドイツにおいて、資本主義経済がもたらす格差や貧困といった社会問題に取り組もうとした、中産層(市民層)の社会改革的な関心が背後にはありました。ヴェーバーの論文は、その観点から自由主義経済を批判したフィヒテに注目し、福祉国家論のさきがけとなる議論を展開しようとしたものでした(cf. 内藤2022)。

この時期の女性運動は、「母性」や「女性性」を根拠に、福祉や教育の領域に市民女性の活動領域を広げようとしていました。そうした活動は、「ドイツ的なるもの」への貢献として正当化されるものでもありました。曖昧模糊とした言葉ではありますが、そもそもナショナリズム自体が雑多な要素を養分として成立するものです。女性的とみなされる役割や特質を

ナショナルなものと結びつけることで、女性を国民へと包摂することが目指された時代でもありました。

先ほど、市民女性運動の担い手はリベラル中道から左派であるといいましたが、ナショナルな価値への貢献と公的領域での女性の活動が結びつけられる点で、右派の女性団体との協力の余地も開かれていました。

市民女性運動と国際的な女性の連帯

市民女性運動には、もう一つ、国際主義あるいは国際的協調の姿勢があります。BDFは、社会改革への関心と女性の権利への関心から、設立後間もなく同時代の国際的な女性の連帯に参加していきます。それにより、ドイツの女性運動家たちとヨーロッパや北米各国で展開していた女性運動指導者層との人的なつながりが形成されていきました。

当時の国際的な女性の連帯については、3つの大きな組織がありました。一つは、1888年にスーザン・B・アンソニーやフランシス・ウィラードによってアメリカで設立された国際女性評議会（International Council of Women: ICW）です。BDFは1897年にこの組織に加盟し、1904年にはベルリンで国際女性会議を開催しています。同じ1904年のベルリンで設立されたのが、国際女性参政権連盟（International Woman Suffrage Alliance: IWSA）です。ICWとの違いは、女性参政権を全面に押し出した、よりラディカルな組織であったことです。初代会長は、アメリカ人のキャリー・チャプマン＝キャットという人でした。さらに女性国際平和自由連盟（Women's International League for Peace and Freedom: WILPF）があります。これについては後述いたします。これらは現代にも続く、この時期に創設された3つの大きな国際女性団体です。

人的な接点としてはどのような関係があったのでしょうか。たとえば、国際女性評議会（ICW）初代会長のイシュベル・マリア・アバディーンと、ドイツ市民女性運動の中心人物の一人、ヘレーネ・ランゲとのつながりがありました。また、アメリカの社会改革家ジェイン・アダムズと、BDFのアリス・ザーロモンも個人的なつながりがありました。この二人はどちらもソーシャルワークのパイオニアと位置づけられる女性たちです。ラン

ゲもザーロモンも、国際女性評議会（ICW）のメンバーでした。

もう少し具体的な事例として、マリアンネ・ヴェーバーの行動をたどってみたいと思います。彼女は、1904年に夫であるマックス・ヴェーバーと共にアメリカ旅行を敢行しています。マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』という社会科学の古典で有名な旅行ですが、マリアンネも彼女独自の関心からアメリカを旅行していました。1904年の国際女性評議会のベルリン国際女性会議で得た人脈から、アメリカの女子大学プリンマー・カレッジを訪問しています。さらに、セツルメント運動を率いたシカゴのジェイン・アダムズのハル・ハウスを訪問し、ニューヨークのセツルメント運動を率いたフローレンス・ケリーやリリアン・ウォルドとも接触しています。セツルメント運動というのは、アメリカでは移民問題や資本主義が生み出す貧困問題に対して、中産階級の女性たちが都市の貧困地区に居住して職業訓練や託児所や教育・医療などの社会事業を行った活動のことを指します。帰国後、マリアンネ・ヴェーバーは、アダムズについて「アメリカで知り合ったなかでももっとも魅力のある強い感銘を与える人物」であり、その「組織化能力と学問的能力」の融合を高く評価する、という報告を行っています（cf. 内藤 2017）。

このように、ドイツの女性運動の担い手たちはアメリカの革新主義、とくにソーシャルワークやセツルメント運動の担い手たちとの関係を構築していました。この時期の女性運動の国際的な人的つながりについては、まだ十分には解明されていないのではないかと思います。

3 第一次世界大戦と市民女性運動

「銃後」の人びとの生活

ここからは、第一次世界大戦期に移っていききたいと思います。ドイツでは、1914年8月1日にロシアに宣戦布告をし、2日に総動員令が出され、第一次世界大戦が勃発しました。戦場で戦う兵士は、この時期はもっぱら男性であり、女性たちは銃後に位置づけられました。彼女たちは戦争にどのような関わったのでしょうか。

戦争が始まる直後から物価の高騰や失業が広がっています。徴兵による男性働き手の不在に加え、政府の支給手当は十分なものではありませんでした。食糧事情の悪化、配給制度の導入、食料政策の失敗、飢餓と「スペイン風邪」——今のコロナウイルスのように地球規模に広がった当時の感染症です——それらによる民間人死者の増加が襲っています。早い段階から暴動が起きており、戦争末期になればなるほど、反戦デモや反戦ストライキが頻発するようになりました。戦死者数は、一つの試算によれば、死者200万人、負傷者425万人ですが、餓死者だけでも76万人から80万人にのぼったとされます (cf. 藤原 2011; 三宅 2005)。

BDFの戦争協力

この時期、市民女性運動はどのように行動したのでしょうか。戦争開始時にすぐさま、ゲルトルート・ボイマーとヘドウィク・ヘイルたちが、「国民女性奉仕団 (Nationaler Frauentdienst: NFD)^{エヌエフデー}」という組織をつくっています。これは女性による国民奉仕体制であり、数日のうちにドイツ全土で地方グループが設立されています。保守的な愛国的女性協会、カトリック女性連合、社会民主主義の女性運動も参加したので、女性たちの「城内平和」が成立したともいえます。

この組織は女性たちの労働配置、公衆衛生、社会援助作業などの課題を担いました。また、家庭を支える多くの女性たちにも戦争対応することを訴えました。たとえば、「戦争と台所 (KRIEG und KÜCHE)」というタイトルのチラシを出しています。「戦争パン (Kriegsbrot)^{クリークスブロット}を食べよう」、「皮付きのジャガイモ (Kartoffel)^{カルトフフェル}をゆでよう」、「ケーキ (Kuchen)^{クーヘン}は買わないで」というふうに、家庭での節約に努めることを説いたものです。文面に「^{ケー}K」の文字がちりばめられ、戦争を表す「^{クリーク}KRIEG」の「K」と響き合っています。このように、家庭という後方から「戦争に勝つことを支援」することを訴えました。

国民女性奉仕団の活動

国民女性奉仕団がどのような活動をしたのかについて、ハイデルベルク

国民女性奉仕団を率いたマリアンネ・ヴェーバーとカミラ・イエリネクの報告書から見ていきましょう。彼女たちはBDFの幹部でもありましたが、ハイデルベルクでは「女子教育・女子高等教育協会 (Verein Frauenbildung=Frauenstudium)」を組織し、また、「女性と少女のための法的保護センター (Rechtsschutzstelle für Frauen und Mädchen)」を運営していました。この組織を母体にしながら、国民女性奉仕団の事業に関わっていきます。戦争協力のための組織を一から立ち上げたわけではないということがわかります。「既存の大組織によっては取り組めない領域」を担当したということで、傷病兵の看護などには直接は関わっていませんが、食糧問題、雇用問題、社会福祉に関わりました。

当時の様子を少し拾ってみます。ベルリンの労働者階級の女性たちの様子です。

「昨日の朝九時から・・・戦争で失業した婦人労働者たちに仕事を与えられることになった。まず紳士帽、紳士ズボン、紳士上衣、シャツ、タオル、ワラぶとんの熟練女工が求められた。この仕事へ申し込みが殺到した。早朝六時から、働き口を求める人々がローゼン通りに並んだが、その人々の困窮と栄養不良は一目でわかった。仕事を求める既婚、未婚の女性の列は時間を追うごとにふくれ上がり、広い歩道をいっぱいにした。」(1914年8月18日『前進』、D・グラツァー/R・グラツァー 1986)

戦争が勃発して一気に経済状況が悪化し、女性たちが仕事を求めざるを得なくなる様子がうかがえます。ベルリンに比べて、地方都市のハイデルベルクはもう少し状況は緩やかだったかもしれませんが。それでも、女性向けの職業紹介所に就職希望者が殺到し、開戦一カ月で688人を越えた、とあります。ヴェーバーやイエリネクたちの仕事は、夫や父親の召集により職を探す女性たちの問題に取り組むことでした。ただし、仕事先の斡旋にはかなり苦勞したようです。報告書では、「有産層ですら生活様式を変えなくてはならないと考えられている時代」、ボランティアによる無償労働

を利用できるなかで、女性たちの生計のための有給の雇用需要を満たすことはとてつもなく困難になる、と述べられています（Weber und Jellinek 1915, S. 167）。ヴェーバーは、1914年8月末のプライベートな手紙のなかで、赤十字では女性の労働が無給であること、また、「枢密顧問官夫人たちが善意から縫い物をしたり、ジャガイモをむいたり、編み物をしたりすることは、貧しい女性たちからその稼ぎを奪っているのです」と書き記しました（Meurer 2010, S. 374）。

仕事に出る女性たちが増えたことで、託児所のニーズが高まります。そのため、ヴェーバーたちは託児所の組織化を行っています。子どもを預かり、監督し、食事の準備を手配しました。初めは2つの大きな託児所と8つの小さな託児所で60人以上の子どもたちを受け入れますが、1915年の段階では4つの大きな託児所と5つの小さな託児所で、230人もの子どもを受け入れた、とあります。

それから、法律相談所が戦時対応として週2回の受付を6回に増やした、とあります。戦争が始まった8月の時点で200件、その後6週間で約200件の相談があったといえます。内容としては、借家契約に関する紛争、婚外子を持つ母親が戦時手当を受け取れない問題への対応、女性の場合に保険金の支払いが滞りがちになることへの対応、戦争を口実とした不当な解雇や賃下げへの対応、遺族年金の支給を求める陳情への対応などが上がっています。

市民層の女性たちの苦境にも対応しています。貧困層ではないために公的な扶助を受けることができない女性たちへの相談と助言が中心で、とくに衣類を提供するための場をつくっています。

報告書では、援護・支援を必要とする女性たちが「自分の足で立つことができる適切な仕事を見つけることが、困難を解決する近道だ」と締めくくられています（Weber und Jellinek 1915, S. 170）。職業を持たない女性たちが急に労働領域に駆り出されても、満足に稼げるものではなかったということがこの報告からはうかがえるのです。

女性労働本部の設立

戦争の長期化は、軍需工場への賃金と人員の投入を必要とし、1916年には兵役に就かない銃後の人々を動員する法律が作られています。「祖国支援奉仕法 (Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst)」です。女性は強制労働の対象にはなりませんでしたが、実質的な戦時動員が図られました。その際に、国民女性奉仕団がその役割を担うことになります。権限領域が拡大され、戦時局のなかに女性労働本部が設置されました。BDFのマリー=エリザベート・リュダースとアグネス・フォン・ツァーン=ハルナックがその任に就いています。

彼女たちは軍当局と協働して、戦争経済のために「女性による女性の動員」を遂行しました。しかし、女性の権利拡大という女性運動の従来からの目的を押し広げることに尽力しました。託児所や保健所を整備し、男女の賃金格差や食料面での平等化を進めていきます。1917年の初め頃には、軍需産業に就く労働者の半数以上を女性が占めることになりました (cf. 三宅 2005)。

女性参政権

こうした実績を積んだことは、女性参政権の公式の要請にもつながっていきます。この要請がどこまでその実現に効果があったのかは疑問ですが、ドイツでは、1918年の敗戦の結果、帝政から民主政へと政治体制が大きく変わり、女性参政権が導入されることとなります。1918年12月がその選挙戦の時期となり、BDFの幹部層が多く立候補しています。マリアンネ・ヴェーバーもバーデン憲法制定国民議会選挙に立候補し当選しました。この頃を書いたパンフレットで彼女は、「以前は男性だけだった職業に就いた」女性たちの「協力なしには、兵士たちは弾薬を欠いたし、子どもたちはパンを欠いたであろう」が、「戦争の結果、多くの職業集団で、競争相手としての女性に対する男性職業人の苛烈な闘いが始まるだろう」と指摘しました (Weber 1918, S. 5-6)。彼女は、戦時中に女性たちが果たした協力を強く訴え、また、帰還兵が元の職業に戻ることによって、女性たちがそこから排除されることを懸念しています。そのためにも、女性が法的決

定プロセスに関わること、つまり参政権が重要であると訴えました (cf. 内藤 2021)。

4 平和主義への道

戦争は、平時には明確にはされていなかった状態にはっきりとした線を引くことになります。市民女性運動のなかにあった国際主義とナショナリズムの微妙な共存状態が均衡を崩し、ナショナリズムの前景化、そして国際主義や平和主義の後退が顕著になりました。その結果、平和主義への道を選択したフェミニストたちは、困難な道を進むことになります。

帝政期の国際主義は、国際協調という表現でもって諸国民の融和を求めた点で、平和主義運動とも重なっています。ただし、当時のドイツ社会は全般的に、平和主義や平和運動については非常に冷淡でした。平和運動は19世紀末からドイツ語圏でも始まっていますが、「平和」という言葉を使うか、よりマイルドな表現として「国際協調」という言葉を使うかでも団体ごとの違いがありました¹。市民女性運動のBDFにも、ドイツ語圏の平和主義団体との人的な重なりがあります。BDFの活動プログラムに平和主義を組み込むかは——議論のすえ拒否されるのですが——、第一次世界大戦が始まるまでは議論の余地のあるテーマとしてBDFのなかに残り続けています。

戦争の勃発は、ナショナルな価値を重視する女性運動の担い手の多くを国民女性奉仕団の活動に吸収していきますが、国際主義の傾向を持つ少数派の女性たちは、当初は祖国への忠誠と平和主義の間で葛藤することになります。女性たちの国際的な連帯も後退していきます。国際女性参政権連盟は、1915年にベルリンで予定していた大会の中止を決定しました。これに対して立ち上がったのが、各国の平和主義的なフェミニストたちです。ドイツからはアニタ・アウグスブルク、リタ・グスタファ＝ハイマンたちが、中立国オランダでの国際女性平和会議の開催に向けて動き始めています。

¹ 当時のドイツの平和主義の一樣相については、内藤 (2019)、とくに第4章を参照。

1915年、国際女性平和会議がオランダのハーグで開催されました。約1200人の代表団が中立の、また戦争遂行中の12カ国から会議に参加しました。BDFは会議への参加をボイコットしましたが、ドイツからは28人の女性がハーグにたどり着いています。このなかには、平和主義者の急進派フェミニストのヘレーネ・シュテッカーもいました。この会議から現在にまで続く国際女性運動の一つ、女性国際平和自由連盟（WILPF）が設立されています。初代会長にはジェイン・アダムズが就きました。

ハーグ決議の特徴として、「平和主義原理」と「フェミニスト原理」が指摘されます。平和主義原理とは、国際紛争は平和的な手段によって解決されるべきこと、フェミニスト原理とは、女性が男性と対等な立場にたつことです。この会議は、国民や国家の境界を越えて女性たちの連帯が表明された場となりました。市民女性運動急進派の大御所である平和主義者のミナ・カウアーも、高齢になっていましたが、この動きに呼応し、自らの雑誌『女性運動』のなかでこの会議について紹介しています（Briatte 2020, S. 384, S. 386）。

しかし、こうした動きは、平和主義を支持する急進派のBDFからの離脱、あるいは、BDF側からの彼女たちの除名という形で、BDFの内部分裂を顕在化させました。社会的な反応も芳しいものではありませんでした。たとえば、マックス・ヴェーバーは、おそらくジェイン・アダムズとこの平和会議を指して、「アメリカの「ご婦人方」の平和主義はもっとも不快な「おしゃべり」です」と述べましたし（Weber 1984[1916], S. 97=163頁）、アメリカでは元大統領のセオドア・ローズベルトが、アダムズのハーグ平和会議への参加を「愚かで卑しい」と評したといえます（中野 2013, 28頁）²。アウグスブルクたちは、ハーグ決議を世に知らしめることを目標として活動しますが、出版物の検閲、集会の禁止、家宅搜索、尋問、通信の検閲、活動監視など、軍当局の厳しい監視下に置かれることとなります。1933年のナチス政権の成立までに、彼女たちは亡命せざるを得なくなります。ド

² アダムズやエミリー・バルクらの革新主義・社会改革運動が軍縮を求める国際的な平和主義運動の素地を形成した点については、中野（2013）を参照。

イツのその後の歴史のなかでは、平和主義者の女性たちには一層厳しい状況が待ち受けていることになりました。

5 おわりに

これまでの話をまとめていきたいと思います。帝政期の市民女性運動は、女性の権利を求めるなかで、ナショナリズムと国際主義の二つの傾向を包摂した運動であったといえます。しかし、第一次世界大戦によってナショナリズムが前景化し、国際主義は後退していきます。戦争と女性の主体性の関係について、戦争協力と平和主義の追求の観点からそれぞれ考察します。

戦争と女性の主体性：戦争協力

一般に、戦争はその社会に刻み込まれた男女二元論的なジェンダー秩序を顕在化させていきます。男性には徴兵という形によって、女性には出産奨励や銃後の守りを強調する、といったことです。第一次世界大戦の特徴である戦争の長期化は、総力戦体制への女性の動員を図ることで、公私の領域区分を上から揺るがせていくことにもなりました。軍需工場で爆弾をつくる仕事に駆り出される女性たちは、いやが応でもそれに応じざるを得ません。しかし、国民女性奉仕団や女性労働本部のように、女性を動員する役割を女性たちが担うという体制がこの時期につくられていきます。戦争遂行のためにつくり上げられる制度に組織的に配置されていくことで、女性の従属化としての主体化は起きてきたといえるでしょう。

同時にそれは、女性の側からの自発性が発揮されることでもありました。男女平等への道につながると考えられていたため、戦争協力には女性たちの自発性が強く働いています。結果としてこの時期には、専門的な職業訓練、労働環境の改善、そして、参政権要求などにつながっていきました。

戦争がもたらす「暴力」はさまざまな形で押し寄せています。失業、食料不足、飢餓からくる生存条件の悪化は、パンと平和を求めるデモやストライキを頻発させ、帝政の崩壊につながることとなります。また、戦死者、

戦傷者の増大は、身近な家族や友人の死の通知として、階級を問わずに銃後の人々にも届きました。こうした死者の積み重なりという戦争が生み出す暴力は、「祖国への犠牲」と解釈されました。今回は十分にはお話しできていないのですが、戦争の暴力が「崇高な犠牲」「祖国への犠牲」ととらえ返される議論は、女性たちの戦争協力を肯定し、その自発性を引き出す論理でもあったように思います。

戦争と女性の主体性：平和主義の追求

戦争と女性の主体性の関係について、平和主義の追求の点からも見ておきます(cf. Briatte 2020; Schaser 2020)。戦前の国際協調や平和主義には、「文明の発達した国々」の間では、紛争は戦争という暴力によってではなく外交努力によって解決できるという、ある種の楽観主義がありました。人類の進歩と社会の進歩への楽観的な信仰は、社会改革の活動家に共通するものでもありました。しかし、戦争の勃発はそうした楽観論を打ち碎きます。国家単位で集まっていたこの時期の女性運動の国際主義も、国家間戦争という衝撃に耐えられるものではありませんでした。ただし、それはその後の展開に向けてのエネルギーと人的資源の貯水池であったといえるでしょう。戦時中に平和に向けての女性たちの連帯の再構築が始まり、女性の立場から戦争がもたらす暴力への批判を鮮明に打ち出すこととなります。それは女性運動と平和主義が結びついた瞬間であり、戦後は軍縮や不戦に向けての国際的な潮流をつくり出すことにもつながっていきます。

戦争は女性運動の担い手たちをナショナリズムと国際主義の間で分断しますが、戦後早い時期、1920年にはBDFは国際主義への復帰の道を模索しています。もちろんすぐさまそのように行動したというわけではなく、多くの議論と調整を経て、その選択が為されました。

しかしながら、敗戦後のドイツ社会では、厳格な終戦条件を突きつけてきたヴェルサイユ講和条約への不満が噴出します。また、敗戦という戦争体験から憎悪に基づく排斥的な愛国主義、ショーヴィニズムや反ユダヤ主義が顕在化するなど、極めて暴力的な政治状況が現れてきます。市民女性運動が国際主義的な要素を打ち出していくのは、戦前に比べても一層難し

いかじ取りが求められていくことになりました。それでも、BDFの幹部層からは国際女性評議会(ICW)に復帰する者が現れてきます。戦前に培ってきた国際的な人的ネットワークが戦争によってすべて消え去ったわけではなく、1920年代以降も命脈を保ったといえるでしょう。

以上、戦争協力が平和主義の追求かの緊張関係のなかで、女性の主体性がどのように現れてくるのかについて、帝政期の市民女性運動を中心に見てきました。これで私の報告は終わります。ご清聴ありがとうございました。

[参考文献]

Anne-Laure Briatte, *Bevormundete Staatsbürgerinnen: Die »radikale« Frauenbewegung im Deutschen Kaiserreich*, campus, 2020.

藤原辰史『カブラの冬——第一次世界大戦期ドイツの飢饉と民衆』人文書院、2011年。

D・グラツァー、R・グラツァー『ベルリン・嵐の日々 1914～1918』有斐閣、1986年。

Bärbel Meurer, *Marianne Weber: Leben und Werk*, Tübingen: Mohr Siebeck, 2010.

三宅立「第一次世界大戦とドイツ社会」『近代ドイツの歴史——18世紀から現代まで』ミネルヴァ書房、2005年。

内藤葉子「マリアンネ・ヴェーバーとアメリカ——セツルメントと社会化への関心」『同志社アメリカ研究』53、2017年。

——『ヴェーバーの心情倫理——国家の暴力と抵抗の主体』風行社、2019年。

——「ドイツ市民女性運動と女性の政治参加——帝政期からヴァイマル初期にかけてのマリアンネ・ヴェーバーを中心に」『政治思想研究』21、2021年。

——「マリアンネ・ヴェーバーにおけるフィヒテの社会主義論——労働権と生存権および人間の権利への関心」『理想』707、2022年。

中野耕太郎『戦争のるつぼ——第一次世界大戦とアメリカニズム』人文書院、2013年。

Angelika Schaser, *Frauenbewegung in Deutschland 1848-1933*, wbg, Darmstadt, 2020.

Marianne Weber, *Fichte's Sozialismus und sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin*, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1925[1900].

———*Die Bedeutung des Frauenstimmrechts und das Wesen der politischen Parteien*, 1918, J. Bensheimer: Mannheim, Berlin, Leipzig.

Marianne Weber, Camilla Jellinek, „Nationaler Frauendienst“ Heidelberg, in: *Die Frau*, Jg. 22, 1915.

Max Weber, *Zwischen Zwei Gesetzen*, in: *Max Weber Gesamtausgabe I/15*, hrsg. von W. J. Mommsen und G. Hübinger, 1984[1916], J. C. B. Mohr: Tübingen, S. 95-98. (「二つの律法のはざま」『政治論集1』、みすず書房、1982年、161-165頁。)

* 本研究は科学研究費補助金（研究課題番号 19K20584）による研究成果の一部である。